

徳者、赴上京、后入睿宗邸、七年、世宗生、天会十三年、睿宗薨、
……旧俗、婦女寡居、宗族接統之、后乃祝髮為比丘尼、号通慧円明
大師、賜紫衣、歸遼陽、營建清安禪寺、別為尼院居之、……正隆六
年五月、后卒、……初后自建浮図于遼陽、是為垂慶寺、

詳しくは、野上俊静「金帝室と仏教」(『遼金の仏教』所収、一九五三)、
拙稿「金代遼陽の清安寺について」(『印度学仏教学研究』二九―二) 参看。

先是高永昌叛時、降女真、頗用事、勸阿骨打稱皇帝、改元天輔、以王為姓、以受為名、以其國產金、号大金、又陳說阿骨打曰、自古英雄、開國受禪、先求大國封冊、八月、阿骨打遣人、詣天祚、求封冊、……天祚付群臣等議、蕭奉先大喜、以為自此無患、差靜江軍節度使蕭習烈・翰林學士楊勉、充封冊使、副歸州觀察使張孝偉・太常少卿王府充・通問使副衛尉少卿劉湜、充管押禮物官、將作少監楊立忠、充読冊使、備天子袞冕・玉冊・金印・車輅・法駕之屬、冊立阿骨打為東懷國至聖至明皇帝、

22 『積氏稽古略』卷四、乙亥紹聖二年の条に、

壽昌二年、大國舅帳蕭解里四郎君善騎射、豪傑不羈、常養亡命數十人、從行往來、遊獵於遼、至東西郡間、其飲食用度、強取弁於富民、一日獲罪、遼國捕之甚峻、即嘯聚為盜、未旬日、有衆二千余人、攻陷乾頭等數州、諸道發兵捕討、潛率衆奔生女真界、女真之種、有生熟之分、居混同江之南者、謂之熟女真、阿骨打所居、乃江之北、謂之生女真、亦臣于遼國、就結楊割大師謀叛、諸軍追襲至境上、不敢進、乃具以聞北樞密院、尋降宣劄子、付楊割一面圖之、楊割遷延數月、独斬解里首級、遣長子阿骨打獻遼、余悉不遣、給云已誅絕矣、遼不得有一進楊割父子官爵、自是楊割父子、内恃有功於遼、陰懷異志、吞併旁近部族、以金珠良馬、時常賂遺權貴、以通情好、契丹國志

とある。これは小字の部分を除けば、『契丹國志』の卷八、道宗紀、壽昌二年の条とほぼ同文である。

23 陳垣氏は、『稽古略』に記された出典が、書物全体にわたって怪しいことをこう述べている。

書中所注出典、亦粗率可笑、如高僧傳・弘明集、撰於蕭梁、今卷三記唐初事、乃數云出於高僧傳・弘明集、又統高僧傳・仏道論衡・法苑珠林、均撰於唐初、今記開元中不空三藏事、乃云出於統高僧傳、記大曆九年及太和七年事、乃云出於仏道論衡、記南唐事、乃云出於法苑珠林、皆可以常識判斷、而知為謬者也、又撰歐陽文忠外傳及華陽宮記者、北宋末蜀僧祖秀、字紫芝、撰隆興仏運統紀及隆興仏教編年通論者、南宋初、江西僧祖琇、号石室、今卷四元豐八年及重和元年条、均誤仏運統紀為紫芝撰、可見其多不足拠、

（『中国仏教史籍概論』卷六）

24 陳振孫『直齋書錄解題』卷五には、二つの『金国志』が載せられて、金国志二卷 承奉郎張棣撰、淳熙中、歸明人、記金国事頗詳、金国志一卷 不著名氏、似節略張棣書、其末又雜録金国事宜、及海陵以後事、

とあり、また『四庫全書總目提要』卷一一、史部八、雜史類存目一には、金国経一卷、兩淮塩政採進本 一名金国志、自京邑至族帳部曲凡十七門、陳振孫書錄解題曰、淳熙中歸明人張棣撰、記金事頗詳、振孫又言、又一卷不著名氏、似節略張棣書、其末又雜録金主亮以後事、此本僅一卷、不著棣名、疑即陳氏所稱節本也、

とある。詳しくは、先掲三上氏「張棣の金国志（金国経）について」、

陳棣素「三朝北盟会編考」（『歴史語言研究所集刊』6-2、3）参看。

25 先掲拙稿「金代女真の信仰——仏教の受容について——」第二章参看。

26 註14参看。

27 『明高僧伝』卷七、上京大儲慶寺沙門积海慧伝一六

积海慧金国人也、幼而英敏、学不由師、魯詰竺墳、過目成誦、初遊講肆、如入龍宮、性相玄途、無不挾其英、而摛其粹也、所以法喜禪悅、飢而飽餐、潜踪五台、刀耕火種、就巖縛屋、一榻蕭然、如是者十有五稔、一日歎曰、大丈夫当以衆生為急、溺是胡為、遂携錫燕都、遍歷禪寺、隨縁演化、七衆雲屯、於是声播寰宇、道布宸宮、金皇統三年六月、英悼太子、創造大儲慶寺於上京宮側、告成、極世精巧、幻若天宮、慕師道備、降旨請為開山第一代、說法賜牒、普度境内童行有籍于官者百萬、為僧尼、次年、詔迎旃檀瑞像、供養于寺之積慶閣、皇統五年、海慧入寂、火浴獲舍利、五色無算、光明徹於空表、異香彌旬、金主偕后太子親王百官、設供五日、奉分五处建塔、謚曰仏覺祐国大師、次年正月、詔清慧禪師、住持儲慶、賜号仏智護国大師、命登国師座、特賜金縷僧伽梨衣、并珍異瓶罇宝器、金主后妃太子、頂礼双足、奉服法衣、其震丹国王、致敬沙門、古所未若於是時也、

28 註27参看。

29 夾谷清臣、石抹仲温の伝は、それぞれ『金史』卷九四、卷一〇三に存する。

30 『金史』卷六四、后妃伝

貞懿皇后李氏、世宗母、遼陽人、……天輔間、選東京士族女子有姿

つか載せられているのであって、嘗て同引文が有ったことを全く否定し去ることはできない。ともかく小考では『帰田類稿』から引用したと推察するに止め、後考を俟つことにしたい。

13 『四庫全書総目提要』の文については、前註12を参看されたい。また『元史』卷一七五、張養浩の伝には、

張養浩、字希孟、濟南人、…後以父老、棄官歸養、召為吏部尚書、不拜、丁父憂、未終喪、復以吏部尚書召、力辭不起、泰定元年、以太子詹事丞兼經筵說書召、又辭、改准東廉訪使、進翰林學士、皆不赴、天曆二年、閏中大旱、饑民相食、特拜陝西行台中丞、既聞命、即散其家之所有、与郷里貧乏者、登車就道、遇餓者則賑之、死者則葬之、…到官四月、未嘗家居、止宿公署、夜則禱于天、昼則出賑饑民、終日無少怠、每一念至、即撫膺痛哭、遂得疾不起、卒年六十、閏中之人、哀之如失父母、

とある。すなわち張養浩は、元英宗が即位した延祐七年（一三二〇）、あるいはその翌年（養浩五十二才）に退官したようで、天曆二年（一三二九）再び官に赴くまでの十年弱の間に、己の詩文をまとめて『帰田類稿』と名づけたわけである。

14 『金史』卷八〇、濟安伝

濟安、皇統二年二月戊子、生於天開殿、上年二十四、始有皇子、喜甚、…十二月、濟安病劇、上与皇后幸仏寺焚香、流涕哀禱、曲赦五百里内罪囚、是夜薨、謚英悼太子、葬興陵之側、上送至烏只黑水而還、命工塑其像于儲慶寺、上与皇后幸寺安置之、

15 『通載』が依つたと思われる『契丹国志』卷一〇、天祚紀上には、
乾統六年 宋崇寧五年 春正月、慧出西方、其長竟天、
とあり、また『契丹国志』が依拠したのであろう『統資治通鑑』卷八九、徽宗崇寧五年、春正月の条には、
春正月、戊戌夕、慧出西方、由奎貫胃・昴・畢、
とある。

16 拙稿「金代女真の信仰―仏教の受容について―」（『東海女子短期大学紀要』九、一九八三）

17 『契丹国志』卷一〇、天祚紀上、天慶二年に、
春、天祚、如混同江釣魚、界外生女真諸將、在千里内者、以故事皆

来会、適遇頭魚、筵別具宴、勞酒半酣、天祚臨軒、使諸將次第歌舞為樂、次至阿骨打、端立直視、辞以不能、諭之在三、終不從、天祚密謂樞密使蕭奉先曰、阿骨打、意気雄豪、顧視不常、当以事誅之、不然、恐貽後患、奉先曰、阿骨打、誠服本朝、殺之、傷向化之心、設有異志、曩爾小国、何能為、

とあり、また天慶四年に、

秋八月、女真阿骨打、伐遼、用粘罕・胡捨為謀主、銀朮・割移列・婁宿・闍母等為將帥、会集女真諸部、甲馬二千首、攻混同江之東、名寧江州、時天祚、射鹿慶州秋山、聞之、不以介意、遣海州刺史高仙寿、統渤海子弟軍三千人、扈寧江援、秋九月、遼兵遇女真、於寧江州東、戰數合、渤海大敗、或陣没、或就擒獲、免者無幾、復攻破寧江州、無少長、悉殺之、

とあり、つづいて、

女真服属大遼二百余年、世襲節度使、兄弟相伝、周而復始、至天祚朝、賞刑僭濫、禽色俱荒、女真東北、与五国為鄰、五国之東、鄰大海、出名鷹、自海東来者、謂之海東青、小而俊健、能擒鷲鷲、爪白者、尤以為異、遼人酷愛之、歲歲求之女真、女真至五国、戰鬪而後得、女真不勝其擾、及天祚嗣位、責貢尤苛、又天使所至、百般需索於部落、稍不奉命、召其長加杖、甚者誅之、諸部怨叛、潛結阿骨打、至是拳兵伐遼、

とある。『通載』の文は、これを改編節略したものである。

18 『說郛』卷八六、『古今逸史』逸記列伝、『歷代小史』卷三二など。
19 『三朝北盟会編』卷三

其初酋長、本新羅人、号完顔氏、完顔猶漢言王云、女真以其練事、後隨以首領、完顔之兄弟三人、一為熟女真酋長、号萬戸、其一適他国、完顔年六十余、女真妻之以女、亦六十余、生二子、其長即胡来也、自此伝三人、至陽哥太帥、以至阿骨打、阿骨打身長八尺、状貌雄偉沈毅、寡言笑顧視不常、而有天志、

20 三上次男「張棟の金国志（金函経）について」（『金史研究』二所収、一九七〇）

21 『契丹国志』卷一〇、天祚紀上、天慶八年の条
是時有楊朴者、遼東鉄州人也、本渤海大族、登進士第、累官校書郎、

奉迎、居於萬壽山仁智殿、丁丑、建大聖壽萬安寺、二十六年己丑、自仁智奉迎、居於寺之後殿、焉元貞元乙未、成宗皇帝親臨奉供、大作仏事、計自優填造像、至今奉詔纂述之歲、是為延祐三年丙辰、一千三百有七年、噫四大海中、頓覺業風之息、一彈指頃、不和賢劫之過、嘉与灑靈、從茲安隱、於是集賢大學士陳顥以述、上聞、有旨、授臣某、俾為之記、臣謹奉詔、言曰、……

10 『元史』卷一七二、程鉅夫伝

程鉅夫、名文海、避武宗廟諱、以字行、……至大元年、修成宗実録、……皇慶元年、修武宗実録、……(延祐三年)、以病乞骸骨、帰田里、不允、命尚医給藥物、官其子大本郊祀署令、以便侍養、時令近臣撫視、且勞之曰、卿、世祖旧臣、惟忠惟貞、其勉加餐粥、少留京師、以副朕心、鉅夫請益堅、特授光祿大夫、賜上尊、命廷臣以下、飲饑于齊化門外、給馱南還、敕行省及有司、常加存問、居(三)年而卒、年七十、泰定二年、贈大司徒柱国、追封楚国公、謚文憲、

(一)の中は『雪樓文集』に収める程世京撰の年譜によって補訂した。なお中華書局本『元史』も、掲侯斯の「程鉅夫行状」などによって右の如く改める。

11 後掲『欽定日下旧聞考』卷四一、皇城、弘仁寺の条参考。

12 『四庫全書総目提要』によれば、『帰田類稿』は初め四〇巻に編まれたものであるが、早々に散佚が始まり、各種の書目等が伝える書名、巻数、内容にはかなりの違いがある。

帰田類稿二十四巻、永樂大典本 元張養浩撰、……養浩嘗自序其集、称退休田野、録所得詩文集府九百余首、岐為四十巻、名曰帰田類稿、富珠哩狎序、作三十八巻、巻数已異、文淵閣書目、載養浩雲莊伝家集一冊、雲莊集三冊、焦竑国史経籍志、則作張養浩文忠集十八巻、書名巻数、更均与養浩自序不符、黃虞稷千頃堂書目、雖載帰田類稿之名、而亦無巻数、考吳師道序云、公雲莊集四十巻、已刻龍興學宮、臨川危太朴、掇其有關於治教大体者為此編、而属予以序云云、則龍興所刻者、即養浩手編之類稿、而改其名曰雲莊集、亦即文淵閣書目之三冊、危素所刪定者、即経籍志之張文忠集十八巻、而所謂伝家集一冊者、当由後人掇拾、乃外集補遺之類也、然蘇天爵輯元文類、僅

録養浩文二篇、故明葉盛水東日記、頗以天爵失載諫燈山疏為譏、疑元末已渺流播、近時王士禎、偶得養浩王友開墓誌、歎其奇詭、載之皇華紀聞、則亦未見其全集、惟明季有刻本二十七巻、尚存於世、既多漏略、編次亦失倫類、今擬以為本、而別採永樂大典所載、刪其重複、補其遺欠、得雜文八十八首、賦三首、詩四百六十三首、共為五百八十四首、釐為二十四巻、較之九百原数、已及其大半、亦足見其崖略矣、又集中有和陶詩序、自謂年五十二、退居無事、日誦陶詩、擬其題以發己意、得詩若干篇云云、今集中乃無一篇、殆別為一編、未以入集、故永樂大典不収歟、……

(卷三二、集部、別集類一九)

このたび目録し得たのは、静嘉堂文庫所蔵元統三年の序をもつ『張文忠公文集』二八巻、台湾商務印書館の『四庫全書珍本三集』に収められた故宮博物院蔵文淵閣本『帰田類稿』二二巻、および乾隆五五年刊の『元張文忠公帰田類稿』二〇巻である。しかしこの中に、『欽定日下旧聞考』所引の文は見当らなかつた。

このうち元の元統三年(養浩没後七年目)の序をもつ版が最も古いことは言うまでもないが、この存在について『提要』は触れていない。四庫全書本すなわち文淵閣本は、明季の刻本二七巻をもとにし、永樂大典を参照して二四巻に編したものと云う。しかし故宮博物院所蔵の文淵閣本は二二巻であつて、何故か二巻の差がある。三つ目の乾隆五五年の刊本は、周永年が四庫全書本に更に補訂を加えたものである。

『欽定日下旧聞考』の成つたのは乾隆三十九年であるから、恐らく同引文は四庫全書本『帰田類稿』の完成する以前の版を参照したと思われる。或は四庫全書本が基づいた両書のいづれかに入つていて、提要に「刪去重複、補其遺欠」とある如く、一本にまとめる際に刪去されたという可能性もある。『帰田類稿』は、散じた後に再編されたものが幾つもの形で伝わっているようであるから、まずは諸版を徹底して調べることができない。

名利憫忠寺に関する同引文が、『欽定日下旧聞考』にのみ引かれて、他の地誌類などに採られていないのはおかしく、また養浩没後七年目の序をもつ書中にも見出せないということから、『帰田類稿』の文ではないとも考えられるであろうが、『帰田類稿』には確かに憫忠寺に関する詩が幾

つ大日本統藏經所収の版を底としている。

さて、『通載』には虞集が序を書いて、その末に、

至正元年六月十一日、微笑菴道人虞集序、

とある。よつてこの交、最初の版が刊行されたと推定する。また覚岸も、その三年後に『通載』に序を著した。

……至正四年三月、松江余山昭慶住持比丘覚岸謹序、

覚岸撰『稽古略』の刊年は、李桓がその序に、

吳興有大比丘、曰宝洲岸公、博学通古今、嘗考釈氏事実、上下数千載、

年経而国緯、著書一編、曰稽古手鑑、既又以為未備、復因其旧、輯

而広之、為稽古略、至正十四年秋九月、太原劉堯輔、為之持其書、

請於余為序、以冠其編首、因取而閱之、蓋自有仏以来、凡名師大徳

之行業出処、以及塔廟之興壞、僧侶之衆寡、靡不具載、……

と述べており、至正一四年（一三五四）と考えられる。続いて載せられ

ている翌至正一五年の崔思誠の題辞は、嘉靖の重刊の際に収められたも

のであろうか。

4 後述、元の程鉅夫「瑞像殿記」中に見える説。

5 唐の道宣「集神州三宝感通録」巻中、梁荆州優填王栴檀像縁二十八に、

梁高祖武帝、以天鑿元年正月八日、夢檀像入国、因発詔、募人往迎、案

仏遊天竺記、及双卷優填王経云、仏上切利天、一夏為母説法、王臣

思見、優填国王、遣三十二匠、及齋栴檀、請大目連、神力運往、令

凶仏相、既如所願、凶了還返、座高五尺、在祇桓寺、至今供養、帝

欲迎請此像、時決勝將軍郝騫・謝文華等八十人、応募往達、具状祈請、

舍衛王曰、此中天正像、不可、乃令三十二匠、更刻紫檀、人凶一相、

卯時運手、至午便就、相好具足、而像頂放光、降微細雨、并有異香、

故優填王経云、真身既隠、次二像現、普為衆生深作利益者、是也、

騫等負第二像、行數萬里、備歴艱闕難、以具聞、又渡大海、冒涉風波、

随浪至山、糧食又尽、所将人衆、及伝送者、身多亡没、逢諸猛獸、

一心念仏、乃聞像後有甲青声、又聞鍾声、巖側有僧端坐樹下、騫背

負像、下置其前、僧起礼像、騫等礼僧、僧授澡水令飲、並得飽満、

僧曰、此像名三藐三仏陀金毘羅王、自從至彼、大作仏事、語頃失之、

爾夜僉夢見神、曉共凶之、至天鑿十年四月五日、騫等達于揚都、

……

とある。これに続く文は、本文第一章に引く。

6 例えば、元の陶宗儀「輟耕録」巻一七、旃檀仏の条に、

京師旃檀仏、以靈異著聞、海宇王侯公相、士庶婦女、捐金莊嚴、以

丐福利者、歳無虚日、故老相伝云、其像四体無所倚著、君有道、則

至其国、国初時、尚可通一綫無礙、今則不然矣、

とあり、また清の「欽定日下旧聞考」巻四一の引く「聖祖御製栴檀仏歴

代伝祀記」には、

……又按明萬曆間釈紹乾瑞像來儀記、明初自萬安寺、遷慶壽寺、嘉

靖十七年寺焚、遷驚峰寺一百二十八年、康熙四年、創建弘仁寺、自

驚峰寺迎供、至今又五十七年矣、計自優填王造像之歳、当周穆王十

二年辛卯、至康熙六十年辛丑、凡二千七百一十餘年、昭昭瑞像、肇

自西方、流伝中土、光明瑩潔、今古常存、考歴代之往蹟、昭新創之

宏規、勒諸貞珉、以記盛事、垂之永久、用誌不朽云、

とある。

7 鳥居龍藏「金上京城仏寺考」（「燕京學報」三四、一九四八）、塚本善隆「法

然上人の嵯峨參籠と清涼寺小史」、同氏「清涼寺釈迦像封藏の東大寺齋然の

手印立誓書」（「塚本善隆著作集」第七巻所収、一九七五）など参照。

8 程鉅夫の「瑞像殿記」全文は、「楚國文憲公雪樓程先生文集」巻九など

に収められているが、「稽古略」に抄出されたものは少し異つた所があ

る。小考にて用いた同文集は、明洪武中の刊本を景印したものであり、

大正蔵経本「稽古略」も明嘉靖の重刊本のようにである。よつて刊行時か

らすれば、両書の版の甲乙は判じ難いのであるが、「稽古略」所引の文は、

元刊本「輟耕録」、巻一七旃檀仏の条所引の文と全く同じであり、年数の

記述もより正確であることから、「稽古略」の文に依つた。なお「輟耕録」

の同文は、「稽古略」より引いたものである。共に文中に「東土也」との

小字が挿入されている点で、また「稽古略」が同文の出自を「殿記碑刻」

とし、「輟耕録」も「瑞像殿碑刻云」と記していることなどから、それは

明白となる。また「欽定日下旧聞考」の考証には、「雪樓文集」の文章が

9 程鉅夫「栴檀仏像記」（「楚國文憲公雪樓程先生文集」巻九所収）

大元丁丑歳三月、燕宮火、尚書省石抹公、迎還聖安、居五十九年、

而当世祖皇帝至元十二年乙亥、遣大臣字羅等、備法仗羽駕音伎四衆

○ 己丑 是年金国慶寿亨禪師、塔于嵩山、其文略曰、諱教亨、号虛明、

濟州任城王氏子、……至興定己卯、秋七月十日、謂衆曰、

汝輩各宜著力、索筆書頌、其末後句云、峽二三四五六七、

堅坐不動而逝、享年七十、僧夏五十有八、闍維焰如蓮花開

合、牙齒目睛不灰、舍利無算、師自屍時、額有円珠、至是

爆然飛去、収靈骨建塔焉、

これと同文が『明高僧伝』巻五に収められている。亨禪師は、宣宗の興定己卯（一二二九）に七十才で没した。僧夏は五十八であった。従つてその五〇年前の己丑、大定九年（一一六九）に塔が建てられるはずがない。「己丑」に誤りがないとすれば、六〇年後の哀宗正大六年の下に記されるべきである。しかし靈骨を納める塔であるから、没後間もなく建てられたと思われるが。なお右文中には、夾谷清臣、石抹仲温といった人物が、それぞれに亨禪師に寺に住することを請うたと記されている。共に女真人の仏教信仰を示す資料である。

○ 庚寅 金国世宗真儀皇后、出家為尼、建垂慶寺、度尼百人、賜田二百頃、

世宗真儀皇后なる人物は実在しない。これは世宗の母、貞懿皇后とすべきである。皇后は、東京すなわち遼陽に、清安禪師を建立し、別に垂慶寺を建てて自ら住した。皇后の卒年は、正隆六年（一一六一）であるから、清安寺および垂慶寺は当然それ以前に建てられたはずである。右に云う戊子、庚寅は、それぞれ大定八年（一一六八）、十年（一二七〇）であるから、多分に誤りが含まれている。³⁰⁾

おわりに

両書の金代部分について、私の気づき得たのは以上のとおりである。記事の配置を違え、資料の取捨に失敗し、出典を推測で書くなど、両書は編集作業の基礎的段階で幾つも誤る所があった。それが後学に与えた混乱には少なからぬものがある。併しながら、出典の明らかな部分から見ると、その資料の引用は概ね妥当と言つてよい。

両書が収める金代の仏教史料は、恐らく元代に於て能う限り集めたものである。しかし、その量はごく僅かではない。元代既に、金の仏教の歴史がよく分らなくなっていた事を窺わしめるものである。よつて、如何に問題点が多いとはいへ、両書が金代宗教史の研究にこれからも不可欠の書であることに変わりはない。問題があるから避けて通るといふのではなく、積極的に問題点を分析して、そこからより多くの事実を発現するという努力が惜しまれてはなるまい。

註

1 陳垣『中国仏教史籍概論』巻六、一九五五

2 『通載』には、無着道忠撰『仏祖通載略釈』という二二巻の注釈書がある。末尾には享保十年（一七二五）に成つたと自記されている。これは道忠が『通載』を読んだとき、或は講じた際に調べたことをまとめたものようである。その大部分は語句の意味を記したものである。大冊ではあるが、『通載』の内容の分析作業には用をなさない。

3 小考では、『通載』『稽古略』ともに大正蔵經本を用いた。この『通載』は、増上寺報恩蔵の明本を底とし、『稽古略』は、明の嘉靖癸丑の重刊記をも

見られるものではない。乃ちそこから採ったと云えば、まず出典の非を指摘される可能性は少ないのである。念常が『通載』を著した際には、そうした資料が使用されたのかもしれないが、しかし上述の諸点をふまえると、覚岸が実際それを確かめたのかどうか、頗る疑問である。私は、D、E、Fと云うのは、大部分が適当に処されたものと解する。もし確かめたのであれば、出典がもう少し詳しく書かれるに違いない。これだけの表示では、出典に当ろうとしても何ら役に立たない。『稽古略』の示す出典は、その存在を確認して照合しない限り、信用することはできない。

三 その他

本章には、上述した以外に『通載』を読んで気づいた点を略記する。概ねこれまでの論文に述べてきたものであるが、一つにまとめておくとかかと便利かと考えた。

卷一九

○ 癸卯 金改天会元年、太宗吳乞買立、乃太祖弟、粘罕・斡離不等立之、滅遼、遂有南併之志、升皇帝、岩曰会寧府、為中京、帝於禁庭、親觀瑞光、光中現仏、即勅模像、殿庭供養、帝親掃洒、每食跪献、累年無怠、每歲設会、齋僧萬余、

この記事が何に依ったかは明らかでない。太宗が空中に仏を視たと、いう、同様の話は、『金史』卷二三、五行志、天会九年七月丙申の条に、

また『三朝北盟会編』卷一六五に引く『神麓記』に見えている。²⁵⁾

卷二〇

○ 壬戌 金国英悼太子生日、詔海惠大師、于上京宮側、勅造大儲慶寺、普度僧尼百萬、大赦天下、

『金史』卷八〇、清安伝によれば、²⁶⁾英悼太子は皇統二年壬戌、二月戊子の生まれ。しかしその年の末、太子は病没し、熙宗は太子を追念して塑像を作り、儲慶寺に安置せしめた。

○ 癸亥 金詔海惠・清慧二禪師、住儲慶寺、迎瑞像於本寺積慶閣中供養、

海惠禪師が上京儲慶寺の初代となり、栴檀瑞像を迎えて供養したことは、『明高僧伝』卷七、海慧伝にも見える。但し『明高僧伝』は、儲慶寺の告成を皇統三年癸亥六月とし、瑞像の奉迎を翌四年の事としている。²⁷⁾

○ 丙寅 金復賜清惠仏智護国大師号、登国師座、特賜金欄大衣、及所用珍異、其欽敬、古所未有、帝后親奉接足礼授、

熙宗の奉仏が度を過ぎていたことは、『明高僧伝』卷七、海慧伝附、清慧の伝にも同様に評されている。²⁸⁾『明高僧伝』海慧伝の後半部分は『通載』の文と酷似しており、両者が源を同じくしていることは疑いない。

○ 壬午 金国移都燕京、勅建大慶寿寺成、詔請玄冥禪師顛公開山第一代、勅皇子燕王、降香賜錢二萬沃田二十頃、
この時、世宗の皇子に燕王なる人物は見当らない。

○ 戊子 金国十月一日、詔顛禪師、於東京勸清安禪寺、度僧五百、作般瑟于吒会、

『金国志』の文である。ではなぜ『金志』という名を附したのか。それはつまり覚岸が『通載』の出典の分らなかつた所を巧みに隠そうとしたためと考えられる。²³『稽古略』が『金志』とする中に、『大金国志』には無い文が含まれていること、そしてそれらがいずれも仏教関係の記事であり、しかもその仏教関係の記事すべてが既に『通載』にあった文であるという事を考え併せると、それは納得されるであろう。因みにその例を挙げておこう。

戊子 金国十月一日、詔大慶壽寺顛禪師、於東京創清安禪寺、度僧五百員、作般瑟于叱会、金志

庚寅 金国世宗真儀皇后、出家為尼、建垂慶寺、度尼百人、賜田二百頃、金志

丙辰 金国改元、十一月二十三日、大赦、度僧千員、金志

『稽古略』は、『通載』の後に出す書であるから、先にひけをとらぬ、より完成されたものでなくてはならない。そこで『通載』の誤りを訂正し、不足を補い、出典を明記しようとした。勿論『稽古略』の体裁に合わない部分は削除した。ところが出典を捜すというのは大変な作業である。まず『通載』の撰者と同じだけの、いやそれ以上の書物を見る事ができなければ無理である。しかし覚岸にはそれができなかった。とはいえ、既に書物の全体に出典を示しておきながら一部だけを放置するというわけにはいかない。そこでやむを得ず、最も無難かつ妥当と思われる書名を推定し、書いておくことにした。更にそれらしく見せる為に、自ら『大金国志』を参照して書いた文も一部そこに加えた。それが『金志』なのである。

恐らく覚岸は『金志』なる書の実在を知っていて、その名を用いた

のである。しかしその名を用いたことが、却って自らの行為を露呈することになった。当の張棟の『金国志』は、小さな項目を連ねて、女真の諸文化を簡略にまとめたもので、一卷あるいは二巻という小さな書物であった。²⁴よってそこには、覚岸が考えたような金の歴史全般にわたる、しかも具体的な記事などは、納められるはずがないのである。もし張棟と宇文の文章を併せ載せた『金志』というものがあつたとすれば別であるが、そうした書の存在した跡はない。

思うに、覚岸の手許にあつた金関係の主な書籍は、『契丹国志』『大金国志』そして『瑞像殿記』ぐらいではなかつたであろうか。『稽古略』には出典の不審な箇所が数多くある。D、E、Fとされた左例の如き条は皆そうである。

癸亥 金夏六月、英悼太子生、詔海慧大師、於上京宮側、創造大儲慶寺、普度境内童行、有籍于官者為僧尼、道士亦如之、通百萬計、次年、詔留海慧・清慧二禪師、居大儲慶寺、迎瑞像、供養本寺積慶閣、金志、寺記

乙丑 金国、海慧大師遷化、帝偕后親奉舍利、五処立塔、特諡仏覚佑国大禪師、次年正月、賜清慧号仏智護国大師、登国師座、特賜金欄僧伽黎大衣、珍異餅炉宝器、帝与后親奉接足、礼拝授衣、其欽敬、古所未有、本伝

庚子 金国正月、勅建仰山棲隱禪寺、於燕京之西山、詔玄冥禪師顛公開山、賜田設会萬人、碑刻

甲辰 昊天寺 金国大長公主、二月降錢三百萬、建寺於燕京城、額曰昊天、給田百頃、每歲度僧尼十人、本寺碑刻

これらは謂わば特殊な資料であつて、一般書籍のように誰もがすぐに

貞元正隆以来、又有全真家之教、咸陽人王中孚倡之、譚馬丘劉諸人和之、

(『遺山先生文集』卷三五)

これによって『通載』の「談」の字を「譚」に訂すことができる。王中孚は王重陽の初名。「譚馬丘劉」は、譚長真、馬丹陽、丘長春、劉長生の所謂全真教の四哲をさす。

『通載』の卷二〇、甲子の条には、この「紫微觀記」の全文が載せられている。全文を載せながら、その一部分を引き誤るといふのは、誠に雑な所作である。ところが『稽古略』の同条を見てみると、「談」の字をそのまま写した上に、更に「全叵紀実」と出典が付されているのである。「全叵紀実」なる書は、どこからも、それらしい物すら探し出せない。確かに道教関係の書物には不可解な点が多いのではあるが、この書名をそのままに読むと、「全く実を紀すべからず」である。もしかすると著者覚岸は、仏家に対する全真教を悪く意識し、この書名を作り上げたのではないかと考えるが、如何なものであろうか。

この他、『通載』は金代部分全般を通じて『大金国志』を参照したと思われる。『通載』に間々配された金の歴史記事は、それに依っているようである。ただ『大金国志』と『通載』とは、紀年が数箇所できい違いをみせており、明らかに使用したと言いつけることはできない。既に書名を掲げて引用してある『鳴道集説』については、特に説明する必要もあるまい。

ところで『稽古略』には、各条の下に一一出典が記されている。『稽古略』の宗教関係の文は、大概『通載』を写したものである。従ってそれを以て逆に『通載』の出典が分かるはずなのであるが、ところが『稽

古略』に記す出典は、困ったことに甚だ怪しいものである。この事については従来より『稽古略』の全編を通じて言われていることではある。併しながら、全く信用できないというわけではないので、ひととおりここに確かめておこうと思う。

金に関する条下に附された出典は、左のとおり。

- A 遼志
- B 金志
- C 大金国志
- D 寺記
- E 碑刻
- F 本伝
- G 全叵紀実

Aの『遼志』が『契丹国志』であることは、先述したとおりである。『稽古略』は一般史に疎い仏僧の為に、歴史の記述にかなりの分量を割いていて、その遼代に関する事には、大抵『遼志』を用いている。これを現行の『契丹国志』と照してみると、ほぼ全ての文を索めることができる。ただ『稽古略』²²には、紹聖二年乙亥の条下に『契丹国志』と典故を記す所があり、当時内容の似た兩種の書があったかのようにも受けとられるが、これは体裁の不統一に因るものと考えられる。当時の遼の通史としては『契丹国志』が最も一般的な書物であったであろうから、或は流布する間に『遼志』なる異名同書が作られたものかもしれない。

Bの『金志』というものは、張棣の『金国志』ではない。別にCの如く『大金国志』の名を出していないながら、Bの大部分は同じ宇文懋昭の『大

えすれば、全く正しい。

何故こうしたことが起ったのか。編年体の書を作るには、まず集収した資料を一項毎に用紙に記し、それを順に並べ、そして同じ事件でありながら幾説もある場合には取捨を行ない、全体を比較整理して矛盾をなくすというのが一般的な方法である。右の如き錯誤は、この基本作業を疎そかにした為起ったものと考えられる。ともかく右の三条については解釈をつけることができるが、丙戌の記事は、典故が明らかにならぬ限り使用しないのが無難である。

こう記事が錯雑しては、『通載』の基ついた資料を一応知っておかないと不安である。それは何処まで探れるであろうか。

まずあげられるのは宋の葉隆礼の『契丹国志』である。『通載』巻一九、甲午の条に、

甲午 女真、是年始叛、陷遼寧江府、初遼主天祚、賞罰僭濫、色禽俱荒、

女真東北、与五国為隣、五国之東、接大海、出名鷹、自海東來者、謂之

海東青、遼人酷愛之、歲歲求之、女真至五国、戰鬪而後得、不勝其擾、

二年春、天祚如混同江釣魚、界外生女真酋長、在千里外者、以故事皆

不会、酒酣、使諸酋歌舞為樂、阿骨打独不從、天祚謂樞密使蕭奉先曰、

阿骨打意氣雄豪、当以事誅之、奉先曰、殺之、傷向化之心、阿骨打知

其意、即先率兵、吞併隣近部族、秋集女真諸部、甲馬二千、犯混同江

之寧江州、時天祚射鹿慶州秋山、遣渤海刺使高仙壽討之、為女真所敗、

失寧江州、有黒氣、長數丈、出自齊宮、行一里許、貫於壇遺、出遼誌、

とあり、最後に「遼誌」とあるのが、それに外ならない。右の文は、『契

丹国志』巻一〇の、天慶二年および四年の条を多少形を変えて使用し

たものである。各種書目等には、この『遼誌』の名を見ることができ

ないが、宋の葉隆礼撰とする『遼志』なる書が、『説郛』『古今逸史』『歴代小史』などに断片を残している。¹⁸⁾ それらがいずれも『契丹国史』の一部であることは、見比べればすぐに納得がいく。

ただ右の文末の「有黒氣……貫於壇遺」という部分は、今の『契丹国志』には無い。諸本の間に出入異同があったか、或は今に伝わる間に加筆訂正が施されたからであろう。

『通載』はまた張棣の『金国志』を使用している。『通載』巻一九、戊戌の条に、

十二月、女真阿骨打称帝、国号大金、女真、其初酋長、本新羅人、号

完顔氏、完顔猶漢言王、女真妻之以女、生二子、其長即胡來也、自此伝三人、

至楊哥大師、以至阿骨打、身長八尺、貌雄偉沈毅、寡言笑顧視不常、而有大志、

とあるのがそれである。右の小字部分は、『三朝北盟会編』巻三に収

める女真興起の本末をまとめた文と完全に同じである。『金国志』の

完本は今に伝わらないが、『会編』巻三の文が『金国志』から採られ

た文であることは、嘗て三上次男氏が論じられたとおりである。『金

国志』は、一に『金志』『金虜凶経』ともいわれた。²⁰⁾ なお右の文に続

いて、

有楊朴者、遼東人也、勸阿骨打称帝、以其国産金、故号大金、遣人請天祚求

封冊、天祚遣使備袞冕、冊為東懷皇帝、

とあるのは、『契丹国志』巻一〇、天慶八年の条に見えている。²¹⁾

もう一つ出典が明らかなのは、次の条である。

癸酉 吏人王中孚倡全真教、談馬丘劉和之、今尚存、

(『通載』巻二〇)

これは左に示す元好問の『紫微觀記』にもとづいたものである。

熙宗勢力駆逐の一貫として儲慶寺を破壊した時には、本像はどこかに暫らく禍を避けて移され、代つて世宗の大定三年に至るや、今度は燕京宮殿の奥深くに祀られた。金帝室の仏教信仰に栴檀瑞像が深く関わっていたことは、この「殿記」によって始めて知らされた事実である。

二 両書の出典

『通載』に二番目に現われる宗教史記事は、左の条である。

丙戌 金詔釈氏、有瀆神諭分者、除削之、是年正月、慧出西方、其長亘天、

(卷一九)

私は右の「神」を、シャマニズムに於ける諸神と解する。この年丙戌(一一〇六)は、まだ康宗烏雅束の世であつて、シャマニズム信仰を持つ女真の間に、仏教が漸く近づいていった交である。それでも、女真の権力者が釈氏以上にシャマニズムを重んじたと云うこの記事は、極めて興味深いものである。この年正月に慧の流れた事は、『統資治通鑑』契丹国志¹⁵⁾等に録されていて確かである。

しかしこの条も、使用するに危険なことは嘗て略論したとおりである。¹⁶⁾烏雅束の世に於て「金詔」とする書き方は適當でないし、この条が置かれている所の『通載』の金建国前の記事には、前章の乙酉の記事を始めとしておかしな部分が多過ぎるからである。

おかしな条とは次の三つである。

辛巳 女真太祖阿骨打、後改名旻、楊割太師之長子、世為酋長、是年卒

兵立國

乙未 金太祖阿骨打、正月一日即位、改年収国、

戊戌 金改天輔元年、十二月、女真阿骨打称帝、国号大金、女真

其初酋長、本新羅人、号完顔氏、完顔猶漢言王、女真妻之以女、生三子、

其長即胡来也、自此伝三人、至楊哥大師、以至阿骨打、身長八尺、貌

雄偉沈毅、寡言笑顧視不常、而有大志、有楊朴者、遼東人也、勸阿骨

打称帝、以其国産金、故号大金、遣人請天祚求封冊、天祚遣使備¹⁷⁾金

冊為東懷皇帝、

(卷一九)

辛巳の条には「立国」とあり、乙未には「正月即位」とあり、戊戌には「称帝」とある。これでは国を三度も建てたことになる。ところが、更によく見ると、はじめの辛巳に「挙兵立国」としておいて、乙未には、實際は建元であるのに「改年」とし、戊戌でも「改年」と記している。どうも並べた後で三条の間につじつまを合せようとした形跡があつて滑稽である。

察するに、右のうち辛巳、戊戌二条の主文は『契丹国志』より引用したものであり、乙未はまた別の書に依つたものと考えられる。『契丹国志』は、左に掲げる如く、阿骨打が烏雅束の後を継いだ時を辛巳とし、帝位に即き建元したのを戊戌とする。これは『通載』の文と同じである。勿論その元号は天輔である。

乾統元年(すなわち辛巳の年)是歳、女真楊割死、子阿骨打立、

天慶八年(すなわち戊戌の年)宋徽宗重和改元、金阿骨打称帝、天輔元年、

(卷一〇、天祚紀上)

ところが歴史の事実としては、阿骨打の挙兵は甲午の年の寧江州攻撃に始まつたのであり、即位は乙未正月一日、収国と建元したのである。乙未の条は、そのとおりになっている。「改年」を「建元」と直しさ

を論じて、

釈紹乾、作瑞像來儀記、雖亦原本鉅夫之說、而紀年論舛甚多、……又紹乾記謂、像自金時至燕京、初居憫忠寺、……惟紹乾云、像初居憫忠寺、而程記作聖安寺、今考憫忠寺、並無瑞像遺跡、而聖安寺則有范銅瑞像、並刻像於碑、与栴檀像相髣髴、碑為明僧通月記、亦止言居聖安、而不言憫忠、則紹乾記之不及程記、益明矣、考聖安寺、明正統間、改為普濟寺、寺有二碑、詳修葺始末、閱年既久、頽圯特甚、茲奉敕重修、復以聖安為名、其寺中、旧有銅像、視栴檀像較小、不足伝信、特命迎奉大内、詔所司虔選栴檀、肖瑞像雕製、還之聖安寺、以存旧蹟、其功德、益不可思議矣、

(卷四一、皇城、弘仁寺の条)

と曰う。これは明釈紹乾の「瑞像來儀記」と鉅夫の「瑞像殿記」とを比較して論じたものである。紹乾も「通載」と同じく「憫忠寺」と記している、いずれが正しいか迷わされる所ではあるが、唐の太宗によって創建され清代になお大いさを誇った名刹憫忠寺に、瑞像奉安の跡が何もないというのも妙である。やはり右の論証に従って、瑞像に関するものの豊富な聖安寺とすべきであろう。

dの記事にも、「殿記」以外から引かれた部分が含まれている。瑞像を燕京に迎えた時を「十月」とした所である。しかしこの出所を明らかにすることはできなかった。「稽古略」の同条を見ると、碑刻をもとに記したと云うのであるが、残念ながらそれは信用できない。詳しくは次章で述べる。

ところで「通載」よりも後に著わされた「稽古略」に、瑞像関係の記事はどう記されているのだろうか。「通載」の乙酉の条は削られた。

明らかに誤りと認められるからであろう。aの条も無くなった。これは「瑞像殿記」を収載したからには、特に分置する必要はない。

ところが、この他については何ら改められていないのである。bを残し、cの計算を少し変えたのはよいとしても、dの条は全くそのままである。そして呆れたことに、鉅夫の「殿記」を、dのすぐ下に載せているのである。

庚午 嘉定三年、栴檀仏像、至是庚午、計二千百二年矣、……栴檀瑞像
是歲止金国十二年矣、……丁丑、建大聖萬安寺、己丑歲、自仁
智殿、迎安寺之後殿、大作仏事、瑞像計自優填王造始之歲、至今延
祐丙辰、凡二千三百有七年、殿記、碑刻

dをbの条に併せるべきことは、先述したとおりである。この他、金代以前の部分に於ても、「稽古略」は癸丑の「旃檀瑞像、自此下一百七十七年、在汴京」なる一条を襲用している。こうした点を見ると、「稽古略」の記事は「殿記」の引用によって「通載」よりもややましになっているとはいうものの、尚も粗雑の譏りを免れ難い。

さて、鉅夫の「瑞像殿記」は、その古い所には信用がおけぬものの、金、元代の仏教史研究に貴重な資料を提供した功は、大いに評価されてよいものである。瑞像が上京に運ばれた際安置された大儲慶寺は、金の諸帝の中でも最も仏教に傾注した熙宗が、待ちこがれた太子の生誕を祝って建立したものである。¹⁴⁾

金国英悼太子生日、詔海惠大師、于上京宮側、勅造大儲慶寺、普度僧尼百萬、大赦天下、

(「通載」卷二〇、壬戌の条)

瑞像が如何に篤く拝を受けたか、想像するに余りある。後、海陵王が

て確実な資料をもとに述べるといふのは不可能であろう。道宣によれば、唐代彼が知り得た瑞像なるものは、先に一言した梁の武帝ゆかりの仏像であり、既に当時には像の伝写が進んでいて、同様の瑞像が広く各地に散在していたという。

至天監十年四月五日、鸞等達于揚都、帝与百寮徒行四十里、迎還太極殿、建齋度人、大赦断殺、絳是弓刀稍等、並作蓮花塔頭、帝由此菜蔬断慾、至太清三年五月、帝崩、湘東王、在江陵即位、号元承聖、遣人從楊都迎、上至荆都承光殿供養、後梁大定八年、於城北静陵、造大明寺、乃以像歸之、今見在、多有伝写、流被京国、

(『集神州三宝感通録』卷中、『梁荆州優填王栴檀像縁』)

道宣の云う瑞像の中国での歴史は、右のとおりである。元に謂う瑞像の歴史とは全く異っている。夙くから幾系統にも分れていたであろう仏像に、後世一つの明らかな道筋を附与するのは、強引附会と云うしかあるまい。まして起源を周代にまで溯らせては、己が説の荒唐を暴すばかりである。

とはいえ、元の諸帝がこの瑞像を由緒あるものとして尊んだことは疑いのない事である。そうしてみれば比較的近時日である金代の経緯ぐらゐまでは信頼してもよいと思う。「瑞像殿記」の内容は、金代に入ると俄然詳しくなる。それは当時の資料が有ったればこそ詳しく書かれたものであろう。また先掲bが、別箇の資料から引いた文であるにも拘らず、金上京儲慶寺に瑞像の至った事で「殿記」と一致していること、また、燕京の聖安寺に瑞像に関する碑や像が多数残っていること¹¹⁾なども、金代瑞像崇拜の記録の正しさを裏づけるものとなる。aの記事が、「殿記」と一致するのは十二という年数だけである。

この記事の主要部分は張養浩の『帰田類稿』から採ったものと推察する。『欽定日下旧聞考』卷六十、城市、憫忠寺の条に引く同書には、

〔補〕天会五年、迎栴檀瑞像到燕京、建水陸会七昼夜、奉安於憫忠寺、

とみえる。紀年と「憫」の字が異なる外は、そっくり同じである。併しながら、私の閲し得た『帰田類稿』には、右の文を見出せなかつた。同書は早くから原の形を損ない、更めて編されたものが幾本かあるよう¹²⁾で、恐らく右の文はその一つにあつたものであろう。

『帰田類稿』の世に出たのは何時か明らかではないが、『四庫全書総目提要』に依れば、「養浩は自ら序して、田野に退休して詩文等を録し、四十巻としたと称す」とあり、その退休とは「集中の詩によれば、自ら年五十二にして退休して事無し云々と謂う¹³⁾」のそれを指すと思われる。とすれば、養浩は天曆二年(一三二九)、六十才で病没したのであるから、その晩年には本書を編了していたに相違なく、元朝の名臣の著として、刊行も間もなく為されたことであろう。よって念常が本書を利用したとするに何らさしつかえる所はない。

尤も、右が確かに『帰田類稿』の文であるのか、その諸版の全てを見ないことには、しかとしたことは言えない。或は『欽定日下旧聞考』が、別の書から採ったものを誤記したかもしれず、又その別の書が逆に『通載』から写したという可能性もないではない。従って両者が紀年を「天会五年」「九年」と違えている点についても、考察するには尚早である。まだまだ問題点が多い。

ただ、「閔忠寺」或は「憫忠寺」と云うのは、「瑞像殿記」に従って聖安寺とするのが良いようである。『欽定日下旧聞考』は、その辺り

乃得其真、既成、国王臣民、奉之猶真仙焉、及仏自忉利天復至人間、王率臣庶、同往迎仏、此像騰步空中、向仏稽首、仏為摩頂、授記曰、我滅度千年之後、汝從震旦、東土也、広利人天、由是西土一千二百八十五年、龜慈六十八年、涼州十四年、長安一十七年、江南一百七十三年、淮南三百六十七年、復至江南二十一年、汴涼一百七十七年、北至燕京、居聖安寺十二年、北至上京大儲慶寺二十年、南還燕宮内殿、居五十四年、丁丑歲三月、燕宮火、迎還聖安寺、居今五十九年、乙亥歲、当今大元世祖皇帝至元十二年也、帝遣大臣李羅等四衆、備法駕使衛音伎、迎奉萬壽山仁智殿、丁丑、建大聖萬安寺、己丑歲、自仁智殿、迎安寺之後殿、大作仏事、瑞像、計自優填王造始之歲、至今延祐丙辰、凡二千三百有七年、

(卷四、庚午、嘉定三年の条)

一目瞭然。金代の瑞像関係記事はすべて、基本的にはこれを分解して並べ、若干の他資料を附加したものである。先の「入内殿供養」との記事は、この「南還燕宮内殿、居五十四年」をもとにして書かれ、dは「北至燕京、居聖安寺十二年」の事に相違ない。cに云う瑞像の歴史の長さは、文中の数字から逆算したものにすぎない。元の延祐三年(二三二六)が二千三百有七年目だとすると、金の戊辰(二二〇八)は正しく二千三百年目に当る。またaとbの紀年も、当然これと一致する。『通載』には、金代より以前に於ても、瑞像の事を記した所がある。併しながら、それらも全て「瑞像殿記」から計算して配比したものである。

甲寅(二九四)

甲寅

瑞像到龜茲国、已上一千二百八十五年、在西竺、

是年始到丘茲、凡住六十八年、

(卷六)

壬戌(三六二)

壬戌

梅檀瑞像、已上六十八年、在龜茲、此下一十四年、在西涼府、

(卷六)

丙子(三七六)

丙子

梅檀瑞像、是年到長安、住一十七年、

(卷七)

癸巳(三九三)

癸巳

梅檀瑞像、此下至江南、住一百七十三

年矣、

(卷七)

丙戌(五六六)

乙酉

梅檀瑞像、至此三百六十七年、在淮南、

(卷一〇)

癸巳(九三三)

壬辰

梅檀瑞像、自下二十一年、復在江南、

(卷一七)

甲寅(九五四)

癸丑

梅檀瑞像、此下一百七十七年、在汴京、

(卷一七)

上段は「瑞像殿記」から逆算した年、下段が該当する『通載』の文である。紀年の一年の誤差は計算の仕方によって生ずるもので、問題はない。梅檀瑞像の歴史の大部分は、このとおり元代の資料をもとに作られているのである。

程鉅夫の「瑞像殿記」は延祐三年(二三二六)、世祖、成宗と代々が瑞像を厚奉し大いに仏事を行った事蹟を録して讚えよとの、仁宗の旨を受けて綴られたものである。程鉅夫は、字を文海といい、元の著名な人物である。翰林学士承旨として延祐三年、六十八才に致仕するまでに、『成宗実録』『武宗実録』等の編纂に当った。¹⁰⁾「殿記」を撰したのは、その致仕の年である。

しかし如何に史文の才のある鉅夫とて、瑞像の遙かなる歴史を、全

関係部分は、概ね『通載』の文を襲用したものである。よって『通載』に従って論じるのが便と考えた。補筆訂正などによって生じた『稽古略』の問題箇所については、その都度及ぶことにする。

『通載』に現れる最初の金代宗教史資料は、卷一九、乙酉（二一〇五）の条である。

乙酉 金国移瑞像仏牙、入内殿供養、

「瑞像」とは、梅檀の木を刻んで造った仏陀像である。梅檀仏像、梅檀瑞像などと呼ばれた。その製作年時は極めて古いといわれ、或は周の昔に西域優填国で刻されたとか、⁴或はまた夢のおつげを受けた梁の武帝が郝騫に命じて天竺より迎えしめたものであるといった話⁵が伝えられている。由緒ある仏像である。もともと歴史が有り過ぎるだけに、来歴をそのままには信用し難く、果して同一の像が伝わったかも怪しいものである。しかし、梅檀瑞像なるものが代々官民から多大の崇信を受けていたことは事実であり、清代に於ても尚変ることがなかった。⁶そのうえ、日本東大寺の僧齋然の将来した京都嵯峨清凉寺に存する瑞像が、これをもとに摹刻されたという話⁷まであつては、興味を覚えさせずにはおかせない。

併しながら右の乙酉の条は、どう見てもおかしい。文頭に「金国」とあるが、この時金国はまだ建てられていない。阿骨打が遼の圧政に憤懣を蓄え、その力を爆発させる前なのである。たとい「金国」とあるのを一つの筆法と見做し、かつ「内殿」と云うのを完顔氏の一小寮を謂うと解したとしても、この資料を使うにはまだまだ抵抗がある。かといつて、この記事を棄て去るには惜しいものがある。瑞像を内殿にまで入れて供養したと云うのは、金帝室の仏教尊崇の貌を表す好資

料となるのである。勿体をつけずに結論を言えば、実はこれは後の世宗の代、瑞像が汴から燕京に移された時の事を記したものである。乃ち記事の置き場所を間違えているのである。

瑞像の記事は、この後にも四条を見出すことができる。

a 辛亥 金国迎請梅檀瑞像到燕京、建水陸会七昼夜、安奉於闕忠寺供養、凡住十二年、

b 癸亥 金詔海惠・清慧二禪師、住儲慶寺、迎瑞像於本寺積慶閣中供養、（以上、卷二〇）

c 戊辰 瑞像計二千二百年矣、
d 庚午 梅檀瑞像至金国十二年、十月、迎赴上京禁庭供養、

（以上、卷二一）

ところが、dでも同様の誤りが犯されている。dは庚午の年には関係のない記事であつて、実はbの癸亥の条に併せるべきものである。またcなどは、突然「二千二百年矣」と云われても、一体何のことかよく分からない。原資料を省略し過ぎた嫌いがある。その他、aには「闕忠寺」云々の所に問題があり、後述する。

以上の如き判断が可能であるのは、その出典が完全な形で在するからに外ならない。元の程鉅夫が撰した梅檀仏祀典の贊、すなわち「瑞像殿記」と称されるものがそれである。全文はかなり長いものであるが、その歴史を述べた部分が『稽古略』に抄出されている。⁸曰く、

按翰林程鉅夫瑞像殿記曰、釈迦如来、初為太子、生七日、母摩耶棄世、生忉利天、仏既成道、思念母恩、遂昇忉利天、為母說法、優填国王、自以久失瞻仰於如来、欲見無從、及刻梅檀為像、目犍連尊者、慮有闕陋、躬以神力撰三十二匠、昇忉利天、諦觀相好三返、

金代宗教史料小考

——『仏祖歴代通載』と『釈氏稽古略』について——

今 井 秀 周

(一般教育、歴史学)

はじめに

一 梅檀の瑞像

二 両書の出典

三 その他

おわりに

はじめに

己の使う資料がどこまで事実を語ったものか、これを確かめることは、凡そ歴史を研究する者に課せられた、最も重大かつ困難な問題である。しかし現実には、限られた僅かな資料の中で、その信憑性に確信を持つことは難しい。一抹の不安を懐きながらも、問題のある事を指摘しつつも、ついつい論を進めてしまう場合が少なからずあるように思われる。

私も金代の宗教史に関する何本かの論文を書いてきて、気になっていたことがある。それは『仏祖歴代通載』及び『釈氏稽古略』(以下『通載』『稽古略』と略す)の記事に含まれる甚だ多くの問題点である。勿論各論文の執筆時には、その部分に注意深く対処してきたつもりである。

しかし各論文に於てはそれぞれに目的とする所があるのであって、各問題点について細かく触れることはできなかった。

併しながら、いうまでもなく両書は編年の体で記された著名な仏教史書であり、資料の尠い金代宗教史研究に在っては、誠に利便かつ基本となる文献である。諸の論文には必ずといってよく引用され、また世に行われている諸種の『中国仏教史概説』の中には、この記事を疑うことなく、そのまま利用しているものもある。

両書に誤りの多い事は、陳垣氏の『中国仏教史籍概論』を始めとして諸書論考に警告されてはいる。しかし実際の使用に当って、どの記事がどうおかしく、そしてどう扱うべきかを分明に論じ、或は教示してくれたものは、殆んどないと言ってよい。²⁾ そうした状況に鑑みると、両書の記事に更めて徹底的検討を行う必要のあることを感ぜずにはおられない。

両書を読んで幾つもの問題点につきあたり、その一部に対して加えた私のささやかな解釈やメモも、既に若干の量になった。これを機会にまとめ、小考と題して発表する次第である。諸賢が検討に臨まれる際の参考にもなれば幸である。

一 梅檀の瑞像

小考では範囲を金代に限り、『通載』の記事を中心として検討を行う。念常撰『通載』は、元の至正元年頃の刊。覚岸の『稽古略』は、これ³⁾を大いに参照利用して、その十余年後に著わされた。その金代の宗教